# 基礎調査実施要領(既存盛土等調査編)

### 第一 目的

この要領は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積(以下「盛土等」という。)に伴う災害の防止のための対策に必要な基礎調査の実施の考え方や手順を示すことにより、円滑な基礎調査の実施及び既存盛土等の安全性向上を図り、もって盛土等に伴う災害の防止に資することを目的とする。

なお、大規模盛土造成地の調査に関しては、盛土規制法の施行前より進めているところであり、 法施行前に抽出された大規模盛土造成地の調査については、当面の間「大規模盛土造成地の滑動 崩落対策推進ガイドライン」を参照することとし、今後基礎調査を通じて新たに抽出される大規 模盛土造成地の調査については、本ガイドラインを参照することとする。

# 第二 基礎調査の実施に当たっての基本的考え方

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域(以下「規制区域」という。)内の既存盛土等について、災害が発生するおそれのあるものについては、必要に応じ改善命令・勧告等を行うことが求められる。このため、都道府県(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市。)は、既存盛土等の分布や災害発生の危険性について調査を実施する必要がある。

# 第三 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 盛土等
  - 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積をいう。
- 二 既存盛土等 既に行われた盛土等をいう。
- 三 大規模盛土造成地

既に行われた盛土のうち、以下のいずれかの要件を満たす盛土造成地をいい、農地、森林 等宅地としての土地利用が行われていない土地は含まない。

谷埋め型大規模盛土造成地:盛土の面積が3,000 m以上のもの。

腹付け型大規模盛土造成地:原地盤面の勾配が 20 度以上かつ盛土の高さが 5 m以上のもの。

#### 第四 調査対象

調査の対象は、規制区域内において許可又は届出を要する規模の盛土等とし、一定の規模以上のものを優先して調査することとする。

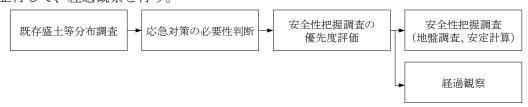
土石の堆積については、規制区域の指定後に、許可を受け又は届け出て行われたもののほか、 規制区域の指定の際、当該区域内において行われている工事について届出があったものを調査の 対象とする。

調査で対象とする盛土等の造成年代は、地域における盛土等の造成工事や盛土等による災害発生の状況、収集資料の整備状況、既存の調査結果等を勘案して設定する。

#### 第五 調査内容

# 一 調査の内容、実施主体

調査は、既存盛土等の分布や安全性の把握を目的として、既存盛土等分布調査、応急対策 の必要性判断、安全性把握調査の優先度評価、安全性把握調査の順に行い、安全性把握調査 と並行して、経過観察を行う。



なお、調査の実施主体としては、既存盛土等分布調査、応急対策の必要性判断、安全性把 握調査の優先度評価及び経過観察は都道府県が行い、安全性把握調査は、原則として土地の 所有者等が行うものとする。ただし、災害発生の切迫性や公共性の観点等を総合的に勘案し、 都道府県が行う場合も考えられる。

# 二 既存盛土等分布調査

規制区域内の既存盛土等を抽出するため、基礎資料の収集、盛土等の抽出、盛土等の位置の把握を行う。

はじめに、基礎資料として、過去の地形データや衛星データ等を収集する。

続いて、収集した地形データや衛星データ等をもとに、机上で画像の色調や標高等を比較して、盛土等を抽出する。抽出に当たっては、既往の調査結果や法令許可等の状況、パトロールや通報等の情報を適宜参考とするとともに、必要に応じて公道等からの現地確認を行い、机上調査で抽出された箇所が盛土等に該当するか確認する。

最後に、抽出した盛土等の位置情報等を整理し、一覧表及び位置図を作成する。

# 三 応急対策の必要性判断

既存盛土等分布調査で把握された盛土等について、公道等からの現地確認等により、応急 対策の必要性を判断する。なお、既に崩壊が発生し又は崩壊し始めている場合は、応急対策 の実施対象とする。

#### 四 安全性把握調査の優先度評価

法令許可等の状況や、盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔、盛土等の状況を踏まえ、 把握された既存盛土等について、安全性把握調査が必要なもの、経過観察を行うもの、当面 の間対応が不要なものに分類するとともに、安全性把握調査の実施の優先度を評価する。

法令許可等の状況については、法令等による許可・届出の有無や、法令等による許可等の 内容と現地状況の整合性、災害防止措置の有無を確認する。

また、盛土等のタイプに応じた保全対象との離隔については、谷埋め盛土、腹付け盛土、平地盛土、切土といった分類ごとに、保全対象との離隔が十分確保されている確認する。

さらに、盛土等の状況の確認については、立入りによる現地確認等により、変状や湧水等の有無を確認する。

土石の堆積については、盛土規制法の許可又は届出の内容と現地状況の整合性等を踏まえ、

土石の堆積に伴う災害発生のおそれがあるかを確認する。

### 五 安全性把握調查

優先度評価において安全性把握調査が必要とされた盛土等について、地盤調査及び安定計算により安全性を把握する。

具体的には、調査ボーリング等の地盤調査により、盛土等の土質や地下水位の等を把握するとともに、地盤調査で得られた結果をもとに、安定計算を行い、安定性を確認する。

### 六 経過観察

安全性把握調査の優先度評価を踏まえ、新たな変状や湧水等の発見及び災害防止措置の形状・構造の変化の把握を目的として、現地確認により、対象となる盛土等の経過観察を実施する。また、安全性把握調査が必要と判断された盛土等についても、調査やその後の対策の実施までの間に経過観察を行うことも考えられ、優先度評価において変状や湧水等が確認された場合は、特に、当該変状や湧水等の経時変化を踏まえ、進行性があるか観察する。

なお、経過観察の結果、新たに変状や湧水等が確認された場合は、安全性把握調査の対象 とする。

# 第六 基礎調査実施後の実施事項

- 基礎調査の結果の通知基礎調査の実施後、速やかに関係市町村長に基礎調査の結果を通知する。
- 二 基礎調査の結果の公表

基礎調査の実施後、速やかに、過去に宅地造成又は特定盛土等に関する工事が行われた土地の所在地を示した図面を基礎調査の結果として公表する。その公表方法は、インターネットの利用によることを基本とする。